告知日:令和6年1月31日

授業料分納申請者 各位

大阪大学総長

令和5年度後期(10月~3月)分授業料分納申請者の方へ(通知)

授業料分納について、別紙9のとおり決定しましたので、通知します。

記

授業料		授業料納入方法	
分納 判定結果	決定内容	口座振替 手続きをしている場合	口座振替の 手続きをしていない場合
分納可	後期分授業料の 分納を 許可します。	大学より本人宛に振替通知書を郵送しますので、授業料相当額の半額を令和6年2月26日(月)までに、また、残り半額は、本学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、令和6年3月21日(木)までに本学指定口座へ振り込んでください。	大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、 授業料相当額の半額を 令和6年2月26日(月)までに、 また、残り半額を 令和6年3月21日(木)までに、 本学指定口座へ振り込んでください。
不許可	後期分授業料の 分納を 不許可とします。	大学より本人宛に振替通知書を郵送しますので、授業料相当額を 令和6年2月26日(月)までに、 振替登録口座に用意してください。	大学より本人宛に振込依頼書を郵送しますので、授業料相当額を令和6年2月26日(月)までに、本学指定口座へ振り込んでください。

<sup>※</sup>不許可者の通知は行いません。

<sup>※3</sup>月卒業・修了者は、早期の授業料納入を要するため、別途所属部局から別の支払期限を指定される場合があります。

## <分納許可者一覧>

※最終判定結果が「不許可」の免除申請者については、受付番号の掲示を行いません。

学部·研究科名	受付番号
	1381
* 1 mm * 81	

学部·研究科名	受付番号

学部·研究科名	受付番号